

令和6年  
4月1日  
スタート!

# 長浜市パートナーシップ 宣誓制度

人権啓発の取組の一環として、性的マイノリティ（LGBTQ）の人たちに対する理解を深め、日常の生きづらさを軽減し、すべての市民が多様な価値観を認め合う社会の実現を目指し、長浜市パートナーシップ宣誓制度を開始します。

## 長浜市パートナーシップ宣誓制度とは？

戸籍上の性別にとらわれず、一方又は双方が性的マイノリティである二人が、日常生活においてお互いを人生のパートナーとして、相互に責任を持って協力し合い、継続的に共同生活を行っている、又は継続的に共同生活を行う約束をした関係であることを宣誓した事実に対し、市が証明する制度です。

婚姻制度とは異なり、法的な権利や義務の付与を伴うものではありませんが、宣誓された二人のパートナーとしての思いを尊重し、市として応援するものです。

市が交付する受領証等を提示することで受けられるサービスがあります。（裏面参照）

### 性的マイノリティ とは

戸籍上の性と自認する性が異なる人、性的指向が異性に限らない人のことを性的マイノリティといいます。

性的マイノリティの総称の一つとして **LGBTQ** があります。

### パートナーシップ とは

互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係であって、その一方又は双方が性的マイノリティである二人の関係のことをパートナーシップといいます。

### 宣誓とは

パートナーシップにある二人が、双方が互いのパートナーであることを誓うことを宣誓といいます。

レズビアン

**Lesbian**

同性を好きになる女性

バイセクシャル

**Bisexual**

両性を好きになる人

クエスチョニング

**Questioning**

自分の性のあり方がわからない、迷っている、決めたくない人や

クイア

**Queer**

男性でも女性でもない、既存の性別の枠組みに当てはまらない自己認識を持つ人

ゲイ

**Gay**

同性を好きになる男性

トランスジェンダー

**Transgender**

身体の性と心の性が異なる人

宣誓を行うことができる人

- ◆ 双方が成年に達していること（満18歳以上）
- ◆ 双方又は一方が市内に住所を有していること（転入予定を含む）
- ◆ 双方に配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）がないこと
- ◆ 双方が宣誓をしようとする相手の他にパートナーシップ関係にある人がいないこと
- ◆ 双方が近親者でないこと。ただし、パートナーシップ関係に基づく養子縁組によって近親者となった場合を除く。

手続きの流れ

- ◆ 宣誓者は事前に、市に宣誓する日時の予約をする
- ◆ 二人が来庁し、宣誓書類を提出し、宣誓する
- ◆ 市は宣誓書の受領証等を即日交付する

宣誓に必要なもの

- ◆ 住民票の写し、住民票記載事項証明書又は戸籍の附票の写し
- ◆ 戸籍抄本その他、現に婚姻をしていないことを証明する書類
- ◆ 転入予定者は、その事実が確認できる書類
- ◆ 通称名を使用する場合はそれが分かる書類
- ◆ 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

受領証等の交付

- ◆ 市は宣誓書及び添付書類等を確認し、受領証等を交付する。

## 受領証カード

様式第3号（第7条関係）

（表 面）

**長浜市パートナーシップ宣誓書受領証カード**

宣誓者	宣誓者
____ 様	____ 様
年 月 日生	年 月 日生

長浜市パートナーシップの宣誓に関する要綱に基づき、パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

宣誓年月日 年 月 日 第〇〇号

年 月 日  
長浜市長 印

（裏 面）

**このカードの提示を受けられた方へ**

「長浜市パートナーシップ宣誓制度」は長浜市としてお二人が互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを宣誓されたことを証明するものであり、市民や事業者の皆様に対して、性の多様性や性的マイノリティの方々に対する理解が広がるよう取り組むものです。

【特記事項】※戸籍上の氏名、再交付年月日等

【緊急連絡先】

### ～ 利用可能なサービス例 ～

- ・住民票の続柄記載・市営墓地使用权の継承・犯罪被害者等見舞金の支給・患者のカルテの開示請求・火災による罹災証明書の交付・救急搬送証明書の交付・防火管理者修了証明書の交付
- ・携帯電話会社の家族割の利用・医療機関において家族として対応・金融機関における住宅ローンの連帯保証人・生命保険会社の保険金受取人に指定 など

※民間サービスにつきまして詳しくは各事業者へお尋ねください。

随時市のHPで公表していきます

### 市民・事業者のみなさまへ

すべての市民が多様な価値観を認め合うことは、誰もが自分らしく暮らせるまちづくりにつながります。多様な性に関する差別や偏見がなくなり、社会的な理解を進めていただくとともに、事業者のみなさまには、制度の趣旨をご理解いただき、本制度が活用できる機会が増えますよう、ご協力をお願いいたします。

### 事前予約・お問合せ先

長浜市役所人権施策推進課（本庁舎3階）

電話 0749-65-6560  
FAX 0749-65-6571  
Mail [jinken@city.nagahama.lg.jp](mailto:jinken@city.nagahama.lg.jp)

QRコード作成中